

社会福祉基金助成要綱

昭和55年9月27日制定

(通則)

第1条 香川県社会福祉基金条例(昭和45年香川県条例第12号)に基づく社会福祉の向上及び増進を図るための助成については、香川県社会福祉法人の助成に関する条例(昭和45年香川県条例第36号)、香川県社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(平成15年香川県規則第63号)、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)及び香川県社会福祉基金管理規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(貸付対象事業等)

第3条 貸付対象事業、貸付対象者、貸付限度額等は、別表第2のとおりとする。

(償還期間)

第4条 施設等整備資金の償還期間は、貸付額が300万円以内の場合は、据置期間経過後5年以内とする。ただし、貸付額が300万円を越え400万円以下の場合は、据置期間経過後6年以内とし、以下同様に100万円ごとにそれぞれ1年を延長することができるが、この場合においても、別表第2区分Ⅰの貸付については、最高13年、同表区分Ⅱの貸付については、最高10年を超えることはできない。

(連帯保証人)

第5条 香川県社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第5条ただし書の規定により、知事が承認する場合は、次の各号のすべてを付して承認するものとする。

- (1) 1人の連帯保証人を立てること。
- (2) 貸付けの対象となる施設及び事業の運営に利用する土地(貸付金をもって購入する土地を含む。)、当該土地上の全ての建物(貸付金をもって建築又は購入する建物を含む。)及び当該土地上に設定している地上権(今後設定する予定の地上権を含む。)に、香川県を抵当権者とする抵当権を設定すること。この場合の抵当権は、第1順位を原則とする。ただし、担保余力のある限り、必ずしも第1順位であることを要しない。
- (3) 貸付けの対象となる施設を対象とする火災保険に、香川県を質権者とする質権を設定すること。この場合の質権は、第1順位を原則とする。ただし、担保余力のある限り、必ずしも第1順位であることを要しない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年9月27日から施行する。
- 2 平成17年9月26日に現に市町合併により高松市となった旧塩江町の区域(以下「旧塩江町」という。)において施設の整備に着手している場合及び旧塩江町における施設の設置に係る借入金の利息償還を行っている場合にあつては、別表第1の規定にかかわらず、社会福祉法人等に対し償還利息を補助する。
- 3 平成18年1月10日に現に市町合併により高松市となった旧牟礼町、旧庵治町、旧香川町、旧香南町及び旧国分寺町の区域(以下「旧牟礼町等」という。)において施設の整備に着手している場合及び旧牟礼町等における施設の設置に係る借入金の利息償還を行っている場合にあつては、別表第1の規定にかかわらず、社会福祉法人等に対し償還利息を補助する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月5日から施行し、同年7月25日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月2日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の別表第2備考欄の規定の適用を受けた貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以降に着手する事業（2年度以上にわたる事業にあつては、平成11年度以降に実施する分を含む。）又は同日以降の貸付け及び貸付けに係る貸付金の利率について適用し、同日前に補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成13年4月1日以降に着手する事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の利率に関する規定は、平成13年4月2日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成14年度以降の補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成15年度分以降の補助金について適用し、平成14年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行し、同日以後に交付又は貸付けの決定をする補助金及び貸付金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定及び別表第2の貸付限度額に関する規定は、平成16年4月1日以降に着手する事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の利率に関する規定は、平成16年4月1日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成17年4月1日以降に着手する事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成17年9月26日

(2) 第2条の規定 平成17年10月1日

(3) 第3条の規定 平成18年1月10日

2 第2条の規定は、同条の施行の日以降の貸付けに係る貸付金の利率について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成18年10月1日以降に着手する事業について適用し、平成18年9月30日以前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年10月1日以降に着手する事業について適用し、平成25年9月30日以前に着手した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の貸付けに係る貸付金について適用する。

別表第1 (第2条関係)

区分	補助対象事業 A	補助対象者 B	補助対象経費 C	補助率等 D
I	<p>独立行政法人福祉医療機構からの下記に定める施設設置のための借入金にかかる利息償還 ただし、定款又は寄付行為の基本財源に編入している土地、建物に限る。 (対象となる施設) 保健施設 (高松市の区域における施設を除く。) 主として重症心身障害児を通わせる障害児通所支援事業所 主たる対象とする障害を重症心身障害者とする生活介護事業所 (高松市の区域における施設を除く。) 児童福祉施設 (高松市の区域における母子生活支援施設、助産施設及び保育所を除く。) 婦人保健施設 母子福祉施設</p>	<p>次に掲げる要件を満たす社会福祉法人等 ①香川県の県税 (個人県民税、延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。) に滞納がないこと ②申請者が給与支払者で所得税の源泉徴収義務者である場合には、従業員の個人住民税の特別徴収を実施していること</p>	<p>償還利息</p>	<p>当該借入金の償還利息から年3%相当償還利息を控除した額以内 ただし、市町社会福祉協議会が設置する社会福祉センターについては年60万円を補助限度額とする。</p>

別表第2 (第3条関係)

区分	貸付対象事業 A	貸付対象者 B	貸付限度額 C	据置期間	償還期間	利率
I	<p>国の要綱で負担(補助)対象事業とされている事業 (別表第1において、高松市の区域において補助対象から除かれている施設を、高松市で設置する場合を除く。)</p>	<p>次に掲げる要件を満たす社会福祉法人等 ①香川県の県税 (個人県民税、延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。) に滞納がないこと ②申請者が給与支払者で所得税の源泉徴収義務者である場合には、従業員の個人住民税の特別徴収を実施していること</p>	<p>当該事業に要する総事業費から国、地方公共団体及び公的団体の (日本自動車振興会・日本小型自動車振興会、日本船舶振興会、清水基金、三菱財団、丸紅基金及び独立行政法人福祉医療機構をいう。) からの負担 (補助) 金及び貸付金の総額を差し引いた残額 (以下「自己負担金」という。) の2分の1以内 (障害福祉サービス事業所 (生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援) 及び障害者支援施設については4分の3以内) の額 ただし限度額を3,000万円とする。</p>	<p>13年以内 (据置期間を除く。)</p>	<p>年0.3% (据置期間中は無利子)</p>	
II	<p>Iの貸付対象事業以外の社会福祉施設等施設・設備整備事業 (高松市の区域において実施する事業を除く。) 及び社会福祉施設等用地取得事業 (別表第1において、高松市の区域において補助対象から除かれている施設等に係る用地を、高松市で取得する場合を除く。)</p>	<p>次に掲げる要件を満たす社会福祉法人等 ①香川県の県税 (個人県民税、延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。) に滞納がないこと ②申請者が給与支払者で所得税の源泉徴収義務者である場合には、従業員の個人住民税の特別徴収を実施していること</p>	<p>① 施設整備事業の場合 Iの貸付限度額Cでいう自己負担金の10分の8以内の額 ただし、限度額を500万円とする。 ② 設備整備事業の場合 Iの貸付限度額Cでいう自己負担金の10分の8以内の額 ただし、限度額を300万円とする。 ③ 用地取得 (実習田等施設建設用地以外の用地で当該施設の運営上必要不可欠なものに限る。) の場合 Iの貸付限度額Cでいう自己負担金の10分の8以内の額 ただし、限度額を1,000万円とする。</p>	<p>1年以内</p>	<p>10年以内 (据置期間を除く。)</p>	<p>年0.3% (据置期間中は無利子)</p>